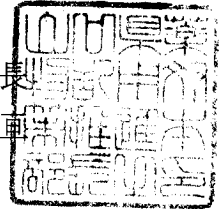




平 2 2 薬務第 7 6 号
平成22年(2010年)4月7日

山口県学校薬剤師会長 様

山口県薬物乱用対策推進本部長
山口県副知事 西村 卓



平成22年度「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施について
薬物乱用防止につきましては、平素から種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年中における全国の薬物乱用の状況は、大麻事犯の検挙者人員が過去最高となり、そのうち10才代、20才代の青少年が全体の6割を超えております。また、覚せい剤事犯検挙人員が依然として1万1千人を超え、青少年層への乱用の拡大が懸念されます。

また、その手口は、携帯電話やインターネットを利用するなど、ますます多様化・広域化・巧妙化しており、こうした中で、将来を担う若者が薬物に心身を蝕まれることのないよう、早い時期から十分な対策を講じることが重要です。

こうした状況を踏まえ、薬物乱用の未然防止のためには、薬物に対する正しい知識や乱用の本当の恐ろしさを教えることが大切であることから、当本部では、別添実施要領に基づき「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施することとしています。

ついては、本教室が円滑に実施できますよう特段の御配慮をよろしくお願いいたします。

なお、別添(写)のとおり各指導員あて通知しましたので申し添えます。

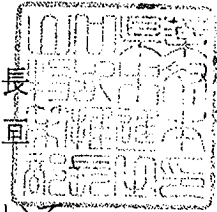
薬務課麻薬毒劇物班
担当 山本・田中
電話 083-933-3018
FAX 083-933-3029



平 2 2 薬務第 7 6 号
平成22年(2010年)4月7日

各薬物乱用防止指導員 様

山口県薬物乱用対策推進本部長
山口県副知事 西村 直



平成22年度「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の実施について
薬物乱用防止につきましては、平素から種々御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成21年中における全国の薬物乱用の状況は、大麻事犯の検挙者人員が過去最高となり、そのうち10才代、20才代の青少年が全体の6割を超えております。また、覚せい剤事犯検挙人員が依然として1万1千人を超え、青少年層への乱用の拡大が懸念されます。

また、その手口は、携帯電話やインターネットを利用するなど、ますます多様化・広域化・巧妙化しており、こうした中で、将来を担う若者が薬物に心身を蝕まれることのないよう、早い時期から十分な対策を講じることが重要です。

こうした状況を踏まえ、薬物乱用の未然防止のためには、薬物に対する正しい知識や乱用の本当の恐ろしさを教えることが大切であることから、当本部では、別添実施要領に基づき「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施することとしています。

ついては、担当される学校等において本教室を積極的に実施していただきますよう、よろしくお願ひします。

なお、具体的な実施計画については、各健康福祉センター（環境保健所）、下関市立下関保健所又は薬務課から連絡いたします。

おって、旅費等を要した場合は、教室実施後、健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所に旅費等請求書を提出されますよう併せてお願ひします。（別添参照）

薬務課麻薬毒劇物班
担当 山本・田中
電話 083-933-3018
FAX 083-933-3029

平成22年度「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施要領

1 目的

山口県薬物乱用対策推進本部（本部長：西村副知事）が中心となり、県下の小、中、高等学校や太学、高等専門学校、専修学校（以下「大学等」という。）の児童、生徒、学生を対象にシンナー、覚せい剤、大麻等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図る。

2 事業概要

薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）や警察職員、認定講師等が児童、生徒、学生に対して、薬物乱用が体や社会に与える本当の恐ろしさについて、各種啓発用資器材等を活用した教室を実施する。

また、中、高等学校、大学等の文化祭等での薬物乱用防止コーナーの設置への協力や、PTAに対する薬物乱用防止教室を開催する。

3 実施対象

小学校、中学校、高等学校（中等学校を含む）、大学等を対象とする。

4 実施者

薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）、警察、健康福祉センター（環境保健所）の職員、※認定講師等の外部講師が行う。教員が行う場合は、国等が主催する講習を受講した者とする。

「認定講師」：国の後援する認定講習を受講し、地域の学校等に薬物乱用防止教育をボランティアで行う県内のライオンズクラブの会員の方々です。（認定は、（財）麻薬・覚せい剤乱用防止センターとライオンズクラブが共同認定しています。）

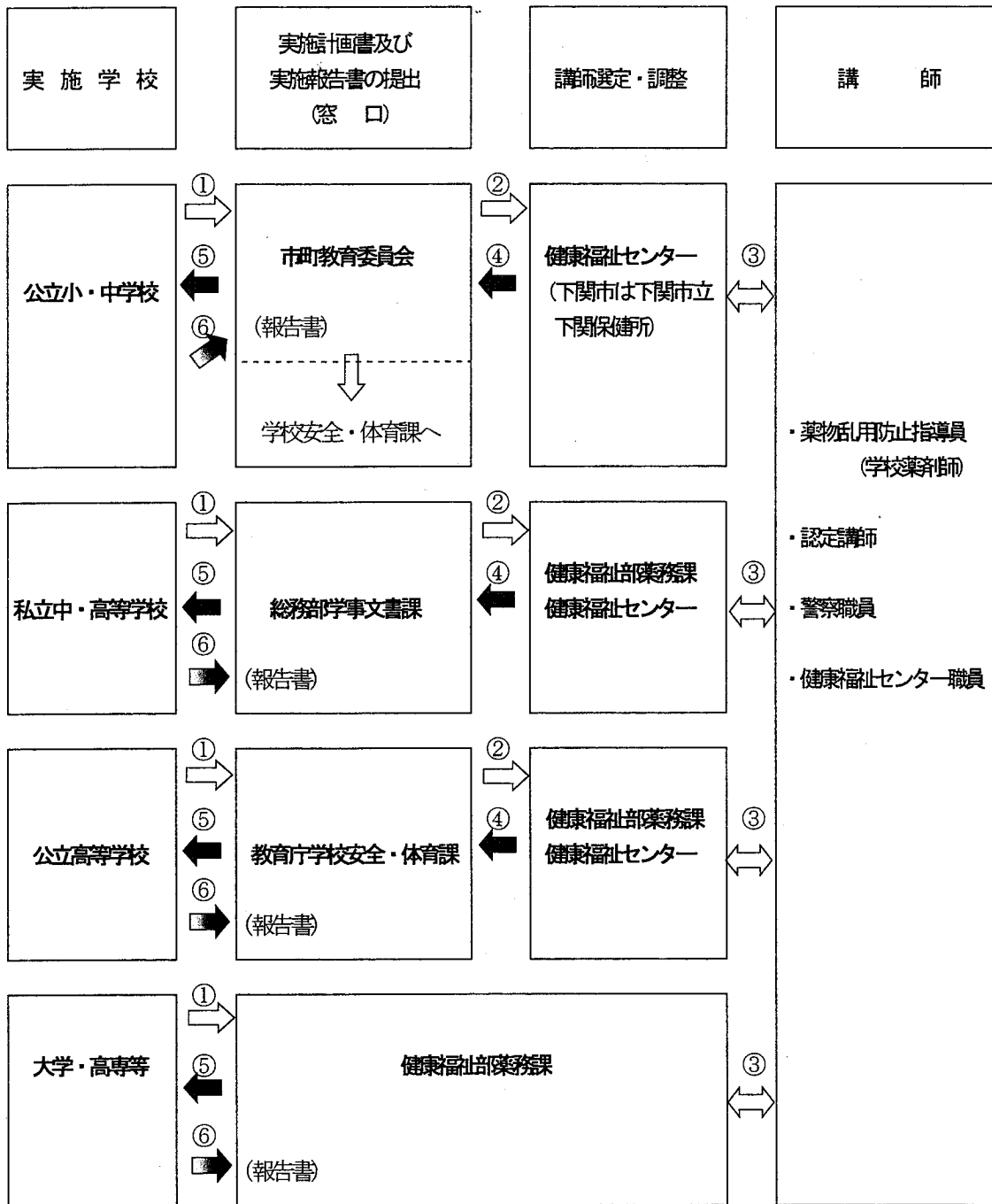
5 実施方法等

学校の実情を十分踏まえながら、関係機関（教育庁学校安全・体育課、総務部学事文書課、健康福祉部薬務課、警察本部少年課）やライオンズクラブが市町教育委員会等の協力の下、別添「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施フロー図に基づき実施する。

6 その他

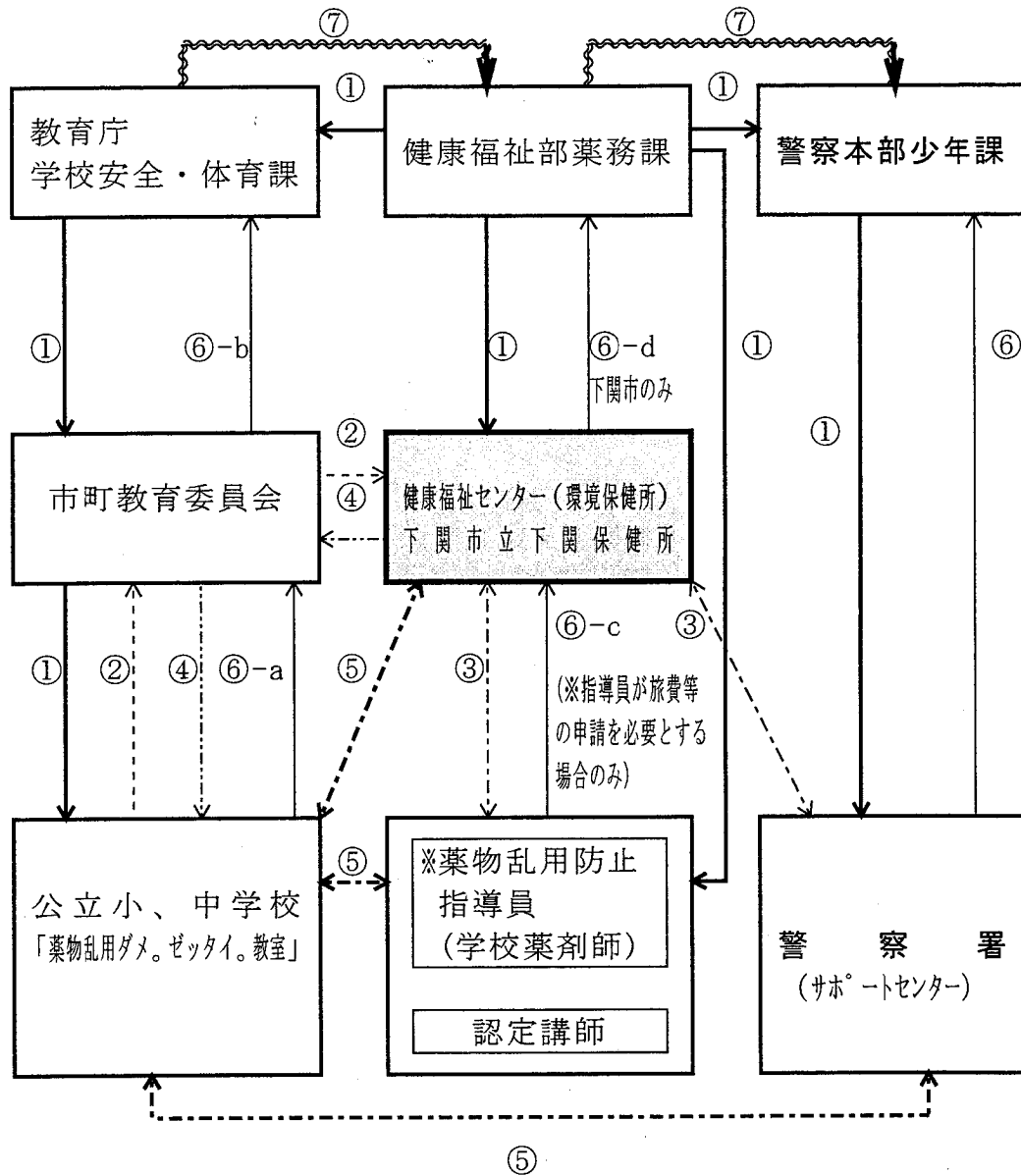
薬物乱用防止指導員（学校薬剤師）に対する旅費は、必要に応じ健康福祉センター等が支払い、学校からの経費負担はないものとする。

「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」の申込みから報告までの流れ



- ①：実施学校は、窓口の実施計画書を提出する。
- ②：窓口は、講師選定・調整機関に実施計画書を送付する。
- ③：講師選定・調整機関は、早急に講師と実施の有無について調整し、講師を決定する。
- ④：講師選定・調整機関は、窓口を確認通知書を送付する。
- ⑤：窓口は、実施学校に確認通知書を送付する。
- ⑥：実施学校は、教室実施後、1週間以内に窓口へ報告書を提出する。

公立小、中学校における「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施フロー図

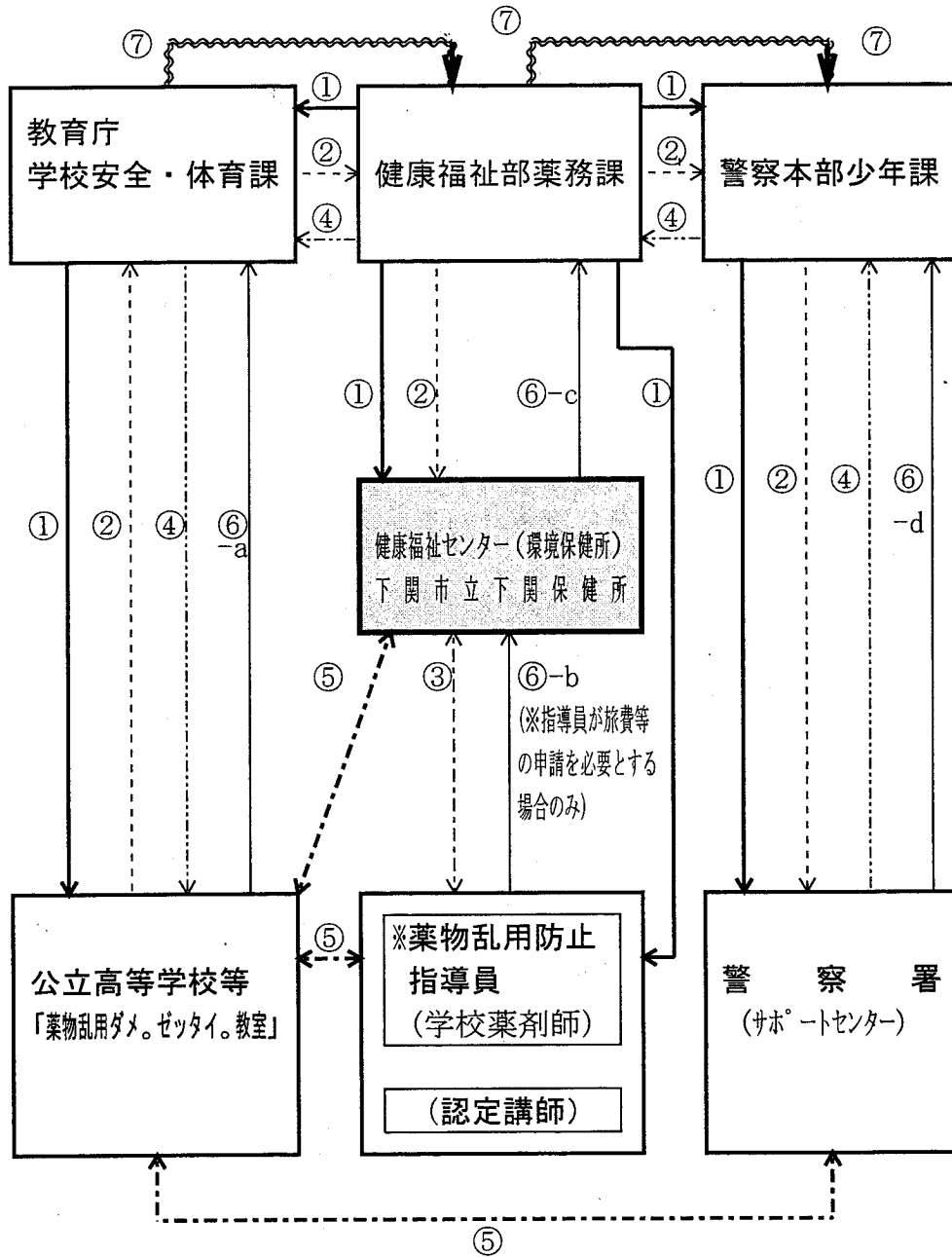


- ① —————→ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
- ② - - - - -→ 実施計画書の提出
- ③ < - - - - -→ 実施計画書に基づく実施者等の確認
- ④ - - - - -→ 実施計画書に基づく実施確認通知
- ⑤ < - - - - -→ 実施者との打合せ及び実施
- ⑥ —————→ 実施報告
- ⑦ ~~~~~→ 実施結果

関係者の実施事項【公立小、中学校】

- ① 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
 - ・健康福祉部薬務課は、教育庁学校安全・体育課、警察本部少年課、各薬物乱用防止指導員、各健康福祉センター（環境保健所）、下関市立下関保健所及び認定講師へ通知する。
 - ・警察本部少年課は各警察署へ通知する。
 - ・教育庁学校安全・体育課は各市町教育委員会へ通知する。
 - ・各市町教育委員会は管内の各公立小、中学校へ通知する。
- ② 実施計画書等の提出
 - ・公立小、中学校は市町教育委員会へ提出する。（直接、外部講師に依頼した場合も提出する。）
 - ・市町教育委員会は管内の健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所へ提出する。
- ③ 実施計画書に基づく実施者（薬物乱用防止指導員・警察職員等）等の確認
 - ・健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所は、薬物乱用防止指導員、警察署又は認定講師に実施計画書を示し、実施の可否を確認する。
- ④ 実施計画書に基づく実施確認通知
 - ・健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所は、市町教育委員会へ計画書に基づく教室の実施確認を通知する。
 - ・市町教育委員会はその通知内容を各公立小、中学校へ通知する。
- ⑤ 実施者との打合せ及び実施
 - ・市町教育委員会から通知を受けた公立小、中学校は、実施者に連絡をとり、実施内容等の打合せをした後、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施する。
- ⑥ 実施報告
 - a 公立小、中学校は、実施後1週間以内に市町教育委員会へ実施報告書を提出する。
 - b 市町教育委員会は教育庁学校安全・体育課へ報告する。（直接、外部講師に依頼した場合も提出する。）
 - c 旅費等を必要とする薬物乱用防止指導員は健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所へ旅費等請求書を提出する。
 - d 下関市立下関保健所は、健康福祉部薬務課へ旅費等請求書を送付する。
 - e 警察署は警察本部少年課へ実施結果を報告する。
- ⑦ 実施結果
 - ・教育庁学校安全・体育課は、健康福祉部薬務課へ定期的に実施結果を連絡する。（7月末、10月末、1月末、4月末）また、薬務課は、その結果を警察本部少年課へ連絡する。

公立高等学校等における「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施フロー図



- ① ———→ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
- ② - - - - -> 実施計画書の提出
- ③ <- - - -> 実施計画書に基づく実施者等の確認
- ④ - - - - -> 実施計画書に基づく実施確認通知
- ⑤ <- - - -> 実施者との打合せ及び実施
- ⑥ ———→ 実施報告
- ⑦ ~~~~~> 実施結果

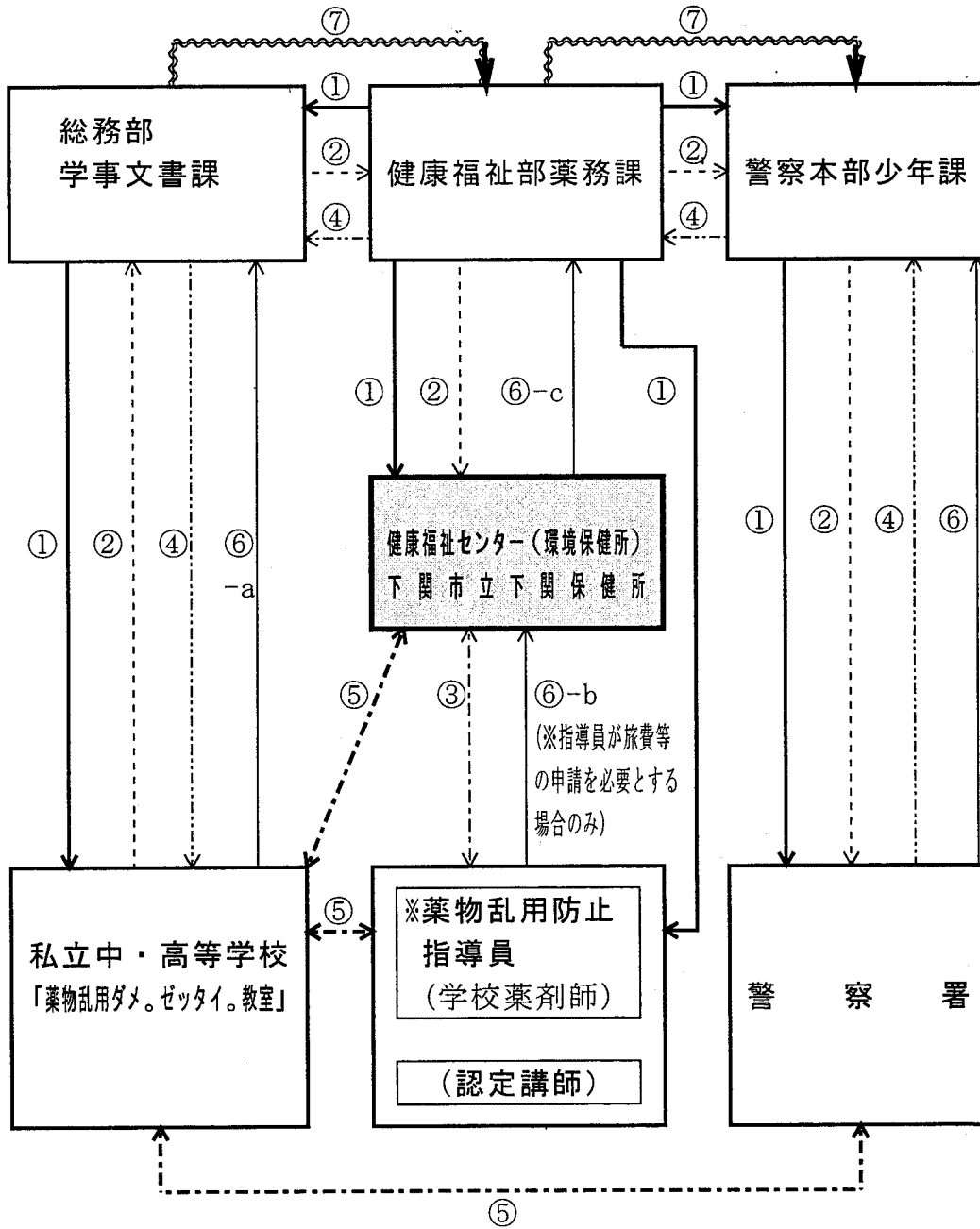
関係者の実施事項【公立高等学校等】

- ① 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
 - ・健康福祉部薬務課は、教育庁学校安全・体育課、警察本部少年課、各薬物乱用防止指導員、各健康福祉センター（環境保健所）、下関市立下関保健所及び認定講師へ通知する。
 - ・警察本部少年課は各警察署へ通知する。
 - ・教育庁学校安全・体育課は各公立高等学校へ通知する。
- ② 実施計画書の提出
 - ・公立高等学校等は教育庁学校安全・体育課へ提出する。（直接、外部講師に依頼した場合も提出する。）
 - ・教育庁学校安全・体育課は健康福祉部薬務課へ提出する。
 - ・健康福祉部薬務課は、健康福祉センター（環境保健所）、下関市立下関保健所又は警察本部少年課に提出する。
 - ・警察本部少年課は警察署に実施計画書を示し、実施の要請をする。
- ③ 実施計画書に基づく実施者（薬物乱用防止指導員又は警察職員等）等の確認
 - ・健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所は、薬物乱用防止指導員、又は認定講師に実施計画書を示し、実施の可否等を確認する。
- ④ 実施計画書に基づく実施確認通知等
 - ・健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所は、健康福祉部薬務課に実施の可否を連絡する。
 - ・警察署は、警察本部少年課に実施の可否を連絡する。
 - ・警察本部少年課は、健康福祉部薬務課に実施の可否を連絡する。
 - ・健康福祉部薬務課は教育庁学校安全・体育課へ実施確認を通知する。
 - ・教育庁学校安全・体育課は健康福祉部薬務課からの通知に基づき公立高等学校へ実施確認を通知する。
- ⑤ 実施者との打合せ及び実施
 - ・教育庁学校安全・体育課から通知を受けた公立高等学校は、実施者に連絡をとり、実施内容等の打合せをした後、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施する。
- ⑥ 実施報告
 - a 公立高等学校等は、実施後1週間以内に教育庁学校安全・体育課へ実施報告書を提出する。（直接、外部講師に依頼した場合も提出する。）
 - b 旅費等を必要とする薬物乱用防止指導員は健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所へ旅費等請求書を提出する。
 - c 下関市立下関保健所は健康福祉部薬務課へ旅費等請求書を送付する。
 - d 警察署は警察本部少年課へ実施結果を報告する。

⑦ 実施結果

- ・教育庁学校安全・体育課は、健康福祉部薬務課へ定期的の実施結果を連絡する。(7月末、10月末、1月末、4月末)また、薬務課は、その結果を警察本部少年課へ連絡する。

私立中、高等学校における「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」
実施フロー図



- ① ———→ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
- ② - - - - -> 実施計画書の提出
- ③ <- - - -> 実施計画書に基づく実施者等の確認
- ④ - - - - -> 実施計画書に基づく実施確認通知
- ⑤ <- - - -> 実施者との打合せ及び実施
- ⑥ ———→ 実施報告
- ⑦ ~~~~~> 実施結果

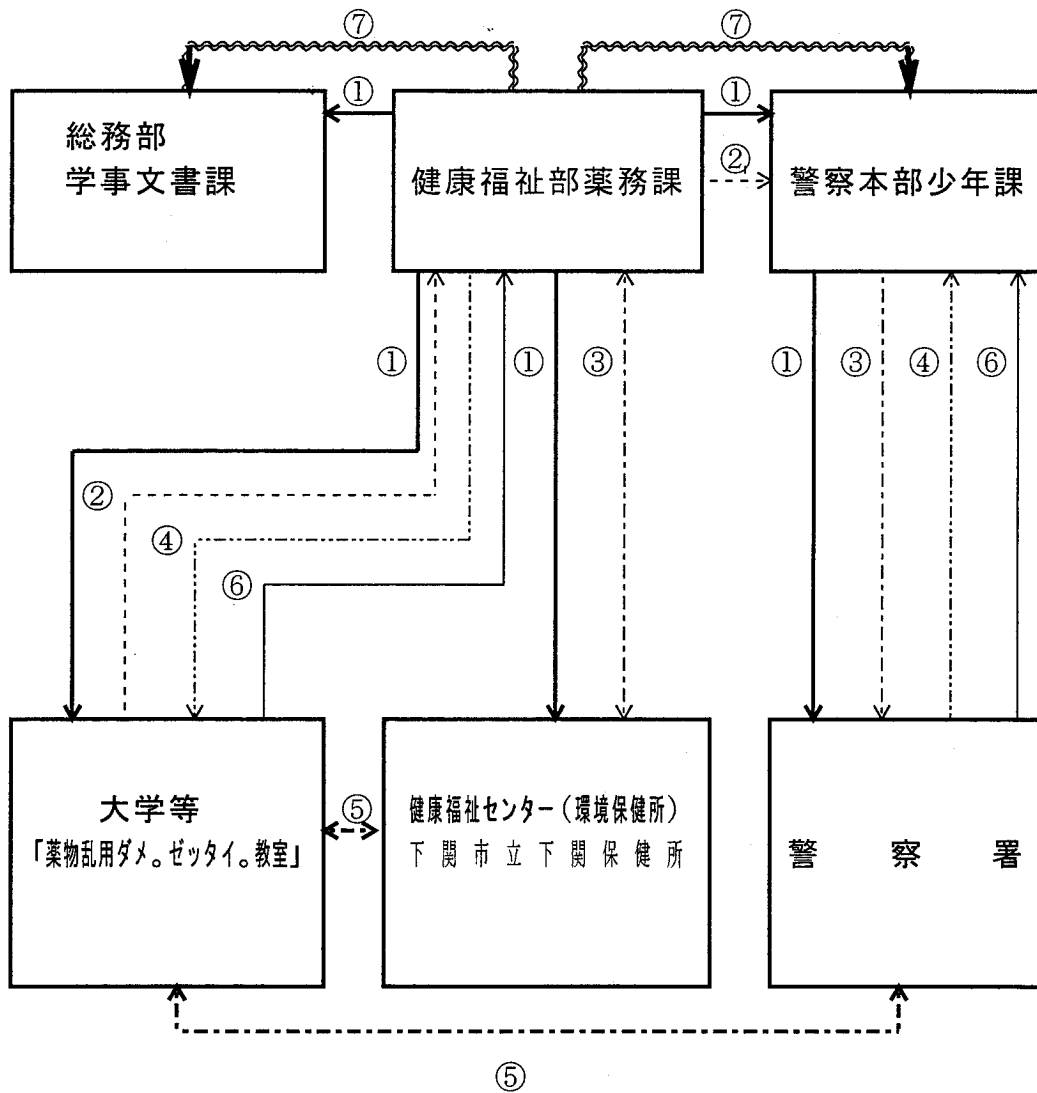
関係者の実施事項【私立中、高等学校】

- ① 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
 - ・健康福祉部薬務課は、総務部学事文書課、警察本部少年課、各薬物乱用防止指導員、各健康福祉センター（環境保健所）並びに下関市立下関保健所、認定講師へ通知する。
 - ・警察本部少年課は各警察署へ通知する。
 - ・総務部学事文書課は各私立中、高等学校へ通知する。
- ② 実施計画書の提出
 - ・私立中、高等学校は総務部学事文書課へ提出する。（直接、外部講師に依頼した場合も提出する。）
 - ・総務部学事文書課は健康福祉部薬務課へ提出する。
 - ・健康福祉部薬務課は、健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所、警察本部少年課に提出する。
 - ・警察本部少年課は警察署に実施計画書を示し、実施の要請をする。
- ③ 実施計画書に基づく実施者（薬物乱用防止指導員又は警察職員等）等の確認
 - ・健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所は、薬物乱用防止指導員、又は認定講師に実施計画書を示し、実施の可否等を確認する。
- ④ 実施計画書に基づく実施確認通知等
 - ・健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所は、健康福祉部薬務課に実施の可否を連絡する。
 - ・警察署は、警察本部少年課に実施の可否を連絡する。
 - ・警察本部少年課は、健康福祉部薬務課に実施の可否を連絡する。
 - ・健康福祉部薬務課は総務部学事文書課へ実施確認を通知する。
 - ・総務部学事文書課は健康福祉部薬務課からの通知に基づき私立中、高等学校へ実施確認を通知する。
- ⑤ 実施者との打合せ及び実施
 - ・総務部学事文書課から通知を受けた各私立中、高等学校は、実施者に連絡をとり、実施内容等の打合せをした後、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施する。
- ⑥ 実施報告書
 - a 私立中高等学校は、実施後1週間以内に総務部学事文書課へ実施報告書を提出する。（直接、外部講師に依頼した場合も提出する。）
 - b 旅費等を必要とする薬物乱用防止指導員は健康福祉センター（環境保健所）又は下関市立下関保健所へ旅費等請求書を提出する。
 - c 下関市立下関保健所は健康福祉部薬務課へ旅費等請求書を送付する。
 - d 警察署は警察本部少年課へ実施結果を報告する。

⑦ 実施結果

- ・学事文書課は、健康福祉部薬務課へ定期的に実施結果を連絡する。(7月末、10月末、1月末、4月末) また、薬務課は、その結果を警察本部少年課へ連絡する。

大学等その他における「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施フロー図



- ① ———→ 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
- ② - - - - -> 実施計画書の提出
- ③ <- - - - -> 実施計画書に基づく実施者等の確認
- ④ ·····-> 実施計画書に基づく実施確認通知
- ⑤ <- ·····> 実施者との打合せ及び実施
- ⑥ ———→ 実施報告
- ⑦ ~~~~~> 実施結果

関係者の実施事項【大学等】

- ① 「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」開催の通知
 - ・健康福祉部薬務課は、大学等、総務部学事文書課、警察本部少年課、各健康福祉センター（環境保健所）並びに下関市立下関保健所に通知する。
 - ・警察本部少年課は各警察署へ通知する。
- ② 実施計画書の提出
 - ・大学等は、実施計画書を健康福祉部薬務課へ提出する。
 - ・健康福祉部薬務課は、警察本部少年課に提出する。
- ③ 実施計画書に基づく実施者（薬物乱用防止指導員又は警察職員等）等の確認
 - ・健康福祉部薬務課は健康福祉センター（環境保健所）に実施計画書を示し、実施の可否等を確認する。
 - ・警察本部少年課は警察署に実施計画書を示し、実施の要請をする。
- ④ 実施計画書に基づく実施確認通知
 - ・警察本部少年課は健康福祉部薬務課に実施確認を連絡する。
 - ・健康福祉部薬務課は警察本部少年課からの実施確認を含めて調整し、大学等へ実施確認を通知する。
- ⑤ 実施者との打合せ及び実施
 - ・通知を受けた大学等は、実施者に連絡をとり、実施内容等の打合せをした後、「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」を実施する。
- ⑥ 実施報告
 - ・大学等は、実施後1週間以内に健康福祉部薬務課に実施報告書を提出する。
 - ・警察署は警察本部少年課へ実施報告書を提出する。
- ⑦ 実施結果
 - ・健康福祉部薬務課は、総務部学事文書課及び警察本部少年課へ定期的に実施結果を連絡する。（7月末、10月末、1月末、4月末）

(小学校・中学校・高等学校用)

「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施計画書

学 校 名			
担当者職・氏名		電話番号 FAX番号	() - () -
開催予定日	平成	年	月 日 (曜日) 時 ~ 時 (分間)
受講予定者	児童・生徒・学生 (学年)		人 教師 保護者
希望講師	第1希望	第2希望	
			薬物乱用防止指導員 (学校薬剤師)
			警察職員
			健康福祉センター (環境保健所) 職員
			※認定講師
			その他 ()
学校で準備できる視聴覚機器	ビデオ・DVD・プロジェクター・パソコン パソコン		
希望実施内容	講演・視聴・実験 その他 ()		
教育課程上の扱い	①保健・体育 ②特別活動 (学級・ホームルーム活動) ③特別活動 (学校行事) ④特別活動 (児童・生徒会活動) ⑤総合的な学習の時間 ⑥講演・講座 ⑦文化祭・学園祭 ⑧その他 ()		
学校保健計画上の位置付け	有 ・ 無		
そ の 他			

- (1) 平成22年度中で希望する開催日を記載してください。
- (2) 該当する項目を○で囲んでください。
- (3) 講師は、希望通りにならない場合がありますのでご了解ください。
- (4) 実施内容で特に希望があれば記載してください。
- (5) 教育課程上の扱い及び学校保健計画上の位置付けについて、必ず該当する項目を○で囲んでください。
- (6) 直接、外部講師に依頼した場合も計画書を提出してください。なお、その場合は、「その他」の欄に、その旨 (講師依頼済み等) を記載してください。
- (7) ビデオなど啓発用資器材借用の希望があれば「その他」の欄に記載してください。

※「認定講師」：国の後援する認定講習を受講し、地域の学校等に薬物乱用防止教育をボランティアで行う県内のライオンズクラブの会員の方々です。(認定は、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センターとライオンズクラブが共同認定しています。)

(大学等用)

「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施計画書

学 校 名			
担当者職・氏名		電話番号 FAX番号	() - () -
開催予定日	平成	年 月 日	(曜日) 時 ~ 時 (分間)
受講予定者	児童・生徒・学生 (学年)		人 教師 保護者
	第1希望	第2希望	
			警察職員
			健康福祉センター (環境保健所) 職員
			その他 ()
学校で準備できる視聴覚機器	ビデオ・DVD・プロジェクター・パソコン パソコン		
希望実施内容	講演・視聴・実験 その他 ()		
教育課程上の扱い	①保健・体育 ③特別活動 (学校行事) ⑤総合的な学習の時間 ⑦文化祭・学園祭 ②特別活動 (学級・ホームルーム活動) ④特別活動 (児童・生徒会活動) ⑥講演・講座 ⑧その他 ()		
学校保健計画上の位置付け	有 ・ 無		
そ の 他			

- (1) 平成22年度中で希望する開催日を記載してください。
- (2) 該当する項目を○で囲んでください。
- (3) 講師は、希望通りにならない場合がありますのでご了解ください。
- (4) 実施内容で特に希望があれば記載してください。
- (5) 直接、外部講師に依頼した場合も計画書を提出してください。なお、その場合は、「その他」の欄に、その旨 (講師依頼済み等) を記載してください。
- (6) ビデオなど啓発用資器材借用の希望があれば「その他」の欄に記載してください。

平成 年 月 日

「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。教室」実施確認通知書

健康福祉センター環境（衛生）薬事班
下関市立下関保健所生活衛生課
健康福祉部薬務課麻薬毒劇物班

連絡先TEL () -

貴校からの実施計画に基づき、下記のとおり実施者から了解を得たのでお知らせします。

なお、実施内容等についての詳細な打ち合わせについては、貴校から実施者（担当機関担当課）へ連絡をとって実施してください。

記

学 校 名	小学校・中学校・高等学校 大学等
開催日時等	平成 年 月 日（ 曜日） 時 分 ～ 時 分
実施者及び 連絡先	薬物乱用防止指導員・警察職員・健康福祉センター職員・ 認定講師・その他（ ） 氏名又は担当 T E L () -

